

4.1 審査請求期間の更なる延長(行審法18条関連)

- ①論 点：審査請求に先立ち情報公開請求により処分基準を入手する必要がある事案等においては、審査請求期間を3月から更に延長すべきではないか。
(士業団体からの提案あり)
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：直ちに対応が必要とまではいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

<対応方針>

- ・処分基準は、行政手続法第12条により、公にしておくよう努めなければならないこととされており、必ずしも情報公開請求が必要となるものではない。
- ・平成26年法改正において、審査請求人の不服申立ての機会を保障することと、審査請求に対応する行政運営上の合理的負担等※とを勘案し、旧法の60日を3か月に延長しているものであり、特段の事情変更もない中で、更なる延長を行うことまでは要しないと考える。

※審査請求は、訴訟より簡易に行うことができること、審査請求期間を長期化することは、処分の効果の早期安定を損なうおそれがあるほか、処分から審査請求までの期間が長期化することは、事情の変更等により正確な事実認定が困難になるなど審査請求の審理も遅延し、かえって審査請求人の利益を損なうおそれもあることなどを考慮したもの。

(参考)

○行政不服審査法

(審査請求期間)

第十八条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2・3 略

○行政手続法

(処分の基準)

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければなら

ない。

- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

4.2 オンラインによる審査請求(行審法19条関連)

- ①論 点: オンラインでの審査請求を推進すべきではないか。(土業団体からの提案あり)
- ②結 論: 運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性: 現在もデジタル手続法に基づき、オンラインによる請求も可能であることから、その旨をマニュアル等に明記するとともに、土業団体を含む国民に対して周知してはどうか。

<対応方針>

- ・ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）に基づき、オンラインによる審査請求は、実際に受け付ける審査庁においてオンラインの体制整備が必要とはなるが、制度上は既に可能である。
- ・ 方法についてはマニュアル等にも記載しているところであり、審査庁において個々の手続件数、費用対効果、システム整備方針等を踏まえ、各審査庁において判断されることとなるものと考えられる。

(参考)

○行政不服審査法

(審査請求書の提出)

第十九条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができ旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

2～5 略

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

(電子情報処理組織による申請等)

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2～6 略

○総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
(電子情報処理組織による申請等)

第四条 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 略

4.3 執行停止に関する手続の整備等(行審法25、82条関連)

- ①論 点：処分時に審査請求に関する教示に加えて執行停止に関する教示も義務付けるべきではないか。(士業団体からの提案あり)
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等において、処分時に執行停止についても教示するよう促すとともに、教示文の書式について提供してはどうか。

<対応方針>

- ・行審法第82条においては、①不服申立てをすることができる旨、②不服申立てをすべき行政庁、③不服申立てをすることができる期間の教示を義務づけている。これは、不服申立て期間が経過してしまうと、その取消し等を求めて、不服申立てができなくなるという重大な効果を生ずることから、不服申し立ての機会を失わせないための趣旨である。
- ・執行停止の申立てについては、個別の事案に応じて、行政庁から情報提供を行うことが望ましいものもあると考えられることから、報告書の方向性を是として、マニュアル等で適切に教示できるよう工夫することとしたい。

(参考)

○平成28年度施行状況調査

国：執行停止の申立てがあったもの 16件(審査請求・処理済8317件中)

地方：執行停止の申立てがあったもの 42件(審査請求・処理済6410件中)

○行政不服審査法

(執行停止)

第二十五条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置(以下「執行停止」という。)をとることができる。

3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4～7 略

(不服申立てをすべき行政庁等の教示)

第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 略

4.4 オンラインによる口頭意見陳述の促進(行審法31条関連)

- ①**論 点**: オンラインによる口頭意見陳述を推進すべきではないか。(施行規則1条所定の「当該審理に必要な装置が設置された場所」は出先機関を想定しており審査請求人の自宅等は指定できないのではないかと、という懸念が示されている。)(士業団体からの提案あり。)
- ②**結 論**: 運用改善について検討する必要がある。
- ③**方向性**: マニュアル等において、審査請求人の自宅等を指定することが可能であることや、その際の本人確認の方法を例示してはどうか。
- ④**個別意見**: 民間のアプリ等を利用することについては、セキュリティ上の懸念を示す意見もあった。

<対応方針>

- ・行審法施行令第8条の「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができる方法」として、いわゆるウェブ会議システム又はテレビ会議システムを整備している場合、審査請求の事案に応じ、場所として会議URL又はウェブ会議などの中継場所等を指定してオンラインで実施するといった、審査請求人又は参加人の利便性に配慮した対応をとることも可能であるとされたため、対応済である。

※口頭意見陳述の非公開性やセキュリティの確保に十分に留意する必要がある。

(参考)

○行政不服審査法

(口頭意見陳述)

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者(以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

3～5 略

○行政不服審査法施行令

(映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等)

第八条 審理員は、口頭意見陳述の期日における審理を行う場合において、遠隔の地に居住する審理関係人があるとき、その他相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審理を行うことができる。

○行政不服審査法施行規則

(映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等)

第一条 行政不服審査法施行令（以下「令」という。）第八条（令第十八条及び第十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によって口頭意見陳述の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九条第三項に規定する場合において処分庁等が審査庁であるときにあっては審査請求人及び参加人、再調査の請求にあっては再調査の請求人及び参加人。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって審理員（法第九条第三項に規定する場合にあっては審査庁、再調査の請求にあっては処分庁、再審査庁が法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項各号に掲げる機関である場合にあっては再審査庁）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

4.5 不服申立てに関する教示の徹底(行審法82条関連)

- ①論 点：処分庁が教示文の記載されていない書式を用いている事例があり、教示義務の履行の徹底を促すべきではないか。(土業団体からの提案あり。)
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：処分時の教示文について、マニュアル等に書式を掲載してはどうか。

<対応方針>

- ・処分庁に対する周知徹底が不十分であるものと考えられることから、報告書の方針を是として、マニュアル等に書式を掲載する。

(参考)

○行政不服審査法

(不服申立てをすべき行政庁等の教示)

第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条において「不服申立て」と総称する。)をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

4.6 個別案件の処理状況に関する審査請求人への情報提供(行審法84条関連)

- ①**論点**：審査庁に個別案件の処理状況を問い合わせても回答が得られないため、審査請求人等に対する情報提供を義務付けてはどうか。(土業団体からの提案あり。)
- ②**結論**：運用改善について検討する必要がある。
- ③**方向性**：マニュアル等を用いて行審法84条所定の「必要な情報」に当該案件の処理状況が含まれる旨を明記するとともに、同条の趣旨等について審査庁に周知してはどうか。また、行審法84条は「求めに応じ」と規定しているが、職権での情報提供を禁止する趣旨ではないことも明記してはどうか。
- ④**個別意見**：行審法84条の「不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ」を、「不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ又は職権で」とする法令改正を検討してもよいのではないか、という意見もあった。

<対応方針>

- ・行審法第84条に基づき、審査庁は、審理手続終結時期の見通し等について、求めに応じ、情報提供に努めなければならないとされており、報告書の方向性を是として、行審法84条の趣旨の周知を行うこととする。なお、審査庁は、当然に行審法第84条の規定によらず、処理状況について情報提供を行うことが可能である。

(参考)

○行政不服審査法

(情報の提供)

第八十四条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。)につき裁決、決定その他の処分(同条において「裁決等」という。)をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。

4.7 審査請求人に対する士業団体等の紹介(行審法84条関連)

- ①背景:審査請求人に士業団体等を紹介することが情報提供の一環として許容されることを明確にしてはどうか。(地方公共団体から、代理人を付したほうがよいと考えられる事案であっても、審査請求人を誘導することになるため士業団体を紹介することができないのではないか、という懸念が示されている。)
- ②結論:運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性:マニュアル等において、法テラスや行政書士会を紹介することが行審法84条所定の「必要な情報の提供」に含まれる旨を明記してはどうか。
- ④意見:上記4.6④記載のとおり、行審法84条を「求めに応じ又は職権で」とする法令改正を検討してもよいのではないか、という意見もあった。

<対応方針>

- ・行審法84条に基づき、「必要な情報」として提供される情報は、不服申立てをしようとする者等の求めに応じ、各行政庁において判断されるものであるが、審査庁からの士業団体等の紹介についても、各行政庁が、個別事案における必要性を判断の上、行うものであるため、一律に示すことは適さないと考える。
- ・なお、審査庁は、当然に行審法第84条の規定によらず、自ら必要な情報提供を行うことも可能である。

(参考)

○行政不服審査法
(情報の提供)

第八十四条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。)につき裁決、決定その他の処分(同条において「裁決等」という。)をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。